

「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」の実施状況等の公表について  
(学校園勤務の教職員を除く)

本データの公表は、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項、第 21 条に基づき行うものです。

### 1. 実施状況

項目	実績値		目標値 (令和 7 年度)
	計画策定時 (令和 4 年 3 月時点)	現 状	
男性職員の育児休業の取得率	34.6% (令和 2 年度)	63.1% (令和 5 年度)	80%
女性職員の育児休業の取得率	96.5% (令和 2 年度)	98.7% (令和 5 年度)	100%
男性職員の出産サポート休暇の取得率 ※1	98.3% (令和 2 年度)	95.0% (令和 5 年度)	100%
男性職員の子育てパパ休暇の取得率 ※2	92.7% (令和 2 年度)	90.5% (令和 5 年度)	100%
男性職員の育児休業等取得率 ※3	—	79.3% (令和 5 年度)	概ね 100% (令和 8 年度)
管理職に占める女性の割合	16.0% (令和 3 年度)	21.5% (令和 6 年度)	27%以上
役職者に占める女性の割合	24.1% (令和 3 年度)	26.0% (令和 6 年度)	32%以上
年次有給休暇の平均取得日数	15.0 日 (令和 2 年度)	16.1 日 (令和 5 年度)	16 日以上
夏季特別休暇の取得率	97.4% (令和 2 年度)	98.6% (令和 5 年度)	100%
年間時間外勤務 360 時間超の職員数	317 人 (令和 2 年度)	333 人 (令和 5 年度)	0 人
時間外勤務の状況 (一人一月あたりの平均時間外勤務時間)	9.3 時間 (令和 2 年度)	9.8 時間 (令和 5 年度)	8.6 時間以内

※1 男性職員の出産サポート休暇

妻が出産する場合、出産予定日前 6 日から出産日後 1 4 日までの間に、男性職員が取得可能な特別休暇（最大 2 日）

※2 男性職員の子育てパパ休暇

妻が出産する場合、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする場合に、妻の出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 1 年間を経過する日までの期間内に、育児参加のために取得可能な特別休暇（最大 5 日）

※3 男性職員の育児休業等取得率

育児休業取得対象者の男性職員のうち、フレキシブル・ワーク、テレワーク、育児休業のいずれかを取得した者を対象に算出

### 2. 主な取組内容

○女性活躍推進に関する研修の実施

- ・管理職向けセミナー
- ・キャリア形成支援研修
- ・女性リーダー養成セミナー（外部派遣）

○管理職による「イクボス宣言」

- 育児を行う職員を対象としたフレキシブル・ワークの導入及びテレワークの要件緩和
- 「パパママさわやか子育てレポート」の活用による休暇休業の取得支援
- メンター制度の実施
- 係長級昇任試験実施時の託児所の開設
- 役職者ハラスメント防止研修の実施

「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」の実施状況等の公表について  
(学校園勤務の教職員)

本データの公表は、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項、第 21 条に基づき行うものです。

## 1. 実施状況

項目	実績値			目標値 (令和 7 年度)
	計画策定時 (令和 4 年 3 月)	(令和 5 年 3 月)	現 状 (令和 6 年 3 月)	
男性職員の育児休業の取得率	10.3%	21.0%	30.1%	100%
女性職員の育児休業の取得率	100%	100%	100%	100%
男性職員の出産サポート休暇の 取得率 ※1	45.2%	85.7%	92.4%	100%
男性職員の子育てパパ休暇の 取得率 ※2	27.7%	56.2%	66.7%	100%
管理職に占める女性の割合	25.4%	25.2%	24.5%	33%以上
役職者に占める女性の割合	32.5%	33.3%	33.9%	38%以上
年次有給休暇の平均取得日数	16.5 日	16.5 日	19.1 日	16 日以上
夏季特別休暇の取得率	99.2%	99.1%	99.4%	100%
年間時間外勤務 720 時間超の職員数	479 人	548 人	435 人	0 人
事務職員等時間外勤務の状況 (一人一月あたりの平均時間外勤務時間)	6.1 時間	6.2 時間	6.1 時間	—

### ※1 男性職員の出産サポート休暇

妻が出産する場合、出産予定日前 6 日から出産日後 1 4 日までの間に、男性職員が取得可能な特別休暇（最大 2 日）

### ※2 男性職員の子育てパパ休暇

妻が出産する場合、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする場合に、妻の出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内に、育児参加のために取得可能な特別休暇（最大 5 日）

## 2. 主な取組内容

- 管理職研修の実施
  - ・育児休業等の適切な取得
- 管理職の育児休業に伴う、管理職の複数配置
- 長期休業中におけるテレワークの実施
- 「わたしの育児計画書」の活用による休暇休業の取得支援
- 学校事務職員の係長級昇任試験実施時の託児所の開設
- 役職者ハラスメント防止研修の実施
- 出産を迎える女性の母性保護と活躍を推進するため、3 月末までに妊娠が判明し派遣願が提出された教職員に対して 4 月当初から常勤講師等を派遣する制度「妊娠サポート」を実施。
- 育児短時間勤務をする養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び学校事務職員の業務や学校園の運営を支援するため、常勤の臨時養護助教諭、臨時技師又は臨時主事の加配配置「育児サポート」を実施。